

菊池地域リハビリテーション支援センターニュース

Vol.6

地域リハビリテーション広域支援センター

センター長 古閑 博明

わが国では平成10年度から、都道府県に対する国庫補助事業として、都道府県リハビリテーション協議会の設置や都道府県リハビリテーション支援センターの指定などを行う「地域リハビリテーション支援体制整備推進事業」が実施されています(図1)。この事業は地域住民が介護を要する状態になることや寝たきりになることを予防するために地域におけるリハビリテーション実施体制の整備を図ることを目的としています。さらに平成11年度から各都道府県の老人保健福祉圏ごとに指定する「地域リハビリテーション広域支援センター」を軸として、よりいっそう地域に密着した事業展開を図ることになりました。

熊本県においては、平成12年度に熊本市以外の老人保健福祉圏に支援センターが指定され、平成14年度には熊本市2ヶ所も指定されました。現在、12ヶ所の支援センターがあり、圏域ごとに地域の特色を活かした事業を展開しております。この実績が厚生労働省に認められ、平成14年度には熊本県が地域リハビリテーション支援体制推進モデル事業に指定されました。今後、更により多くの関係者に支援センターを利用していただけるよう、当支援センターの活動内容を例に挙げながら、支援センターについて説明いたします。



菊池地域リハビリテーション支援センターニュースVol.6 2003.3

平成15年3月

発行 菊池地域リハビリテーション支援センター

都道府県リハビリテーション協議会

- ・都道府県及び地域におけるリハビリテーション連携指針の作成
- ・都道府県リハビリテーション支援センターの指定に係る調整・協議
- ・地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整・協議

都道府県リハビリテーション支援センター

- ・地域リハビリテーション広域支援センターへの支援
- ・リハビリテーション資源の調査・研究
- ・関係団体、医療機関との連絡・調整

地域リハビリテーション広域支援センター

(老人保健福祉圏:注1)

地域におけるリハビリ

- 実施機関の支援**
- ①地域住民の相談への対応に係る支援
 - ②福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援 (テクノエイド:注2)

リハビリ施設

の共同利用

地域におけるリハビリ

- 実施機関等の従事者に対する援助・研修**
- ①地域におけるリハビリ実施機関の従事者に対する実地の技術援助
 - ②リハビリ従事者に対する研修

連絡協議会の

設置・運営

地域レベルの
関係団体の支援

救急
医療
施設

病院・診療所
療養型病床群
老人保健施設
デイ・ケア施設
訪問看護ステーション
特別養護老人ホーム等

市 町 村

- ・在宅介護支援センターの機能強化
- ・機能訓練事業の実施等

住 民 組 織

患者の会
家族の会
ボランティア
グループ等

住 民

注:1 老人保健福祉圏:各保健所所在地ごとに指定
注:2 テクノエイド:福祉用具や住宅改修について専門的な指導・助言をおこなう。

図 1 地域リハビリテーション支援体制について

地域リハビリテーションとは

障害を持つ人々や高齢者が、住み慣れた所で、そこに住む人々と共に、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉および生活に関わるあらゆる人々がリハビリテーション（以下、リハ）の立場から行う活動のすべてを地域リハと言います。

病院で行う訓練が、リハと思われがちですが、本来、リハとは、生活の場で活用されてこそ意味があるものです。また、障害を持つ人々や高齢者が住み慣れた地域で生活するには、多くの不安や問題、さらに解決すべき必要なこと（もの）があります。そのためには、医療・保健・福祉および生活に関わる全ての人々がリハ的な立場から支援する必要があります。そして、それらの人々の特性を活かして、協力しあって活動する事が重要です（図2）。

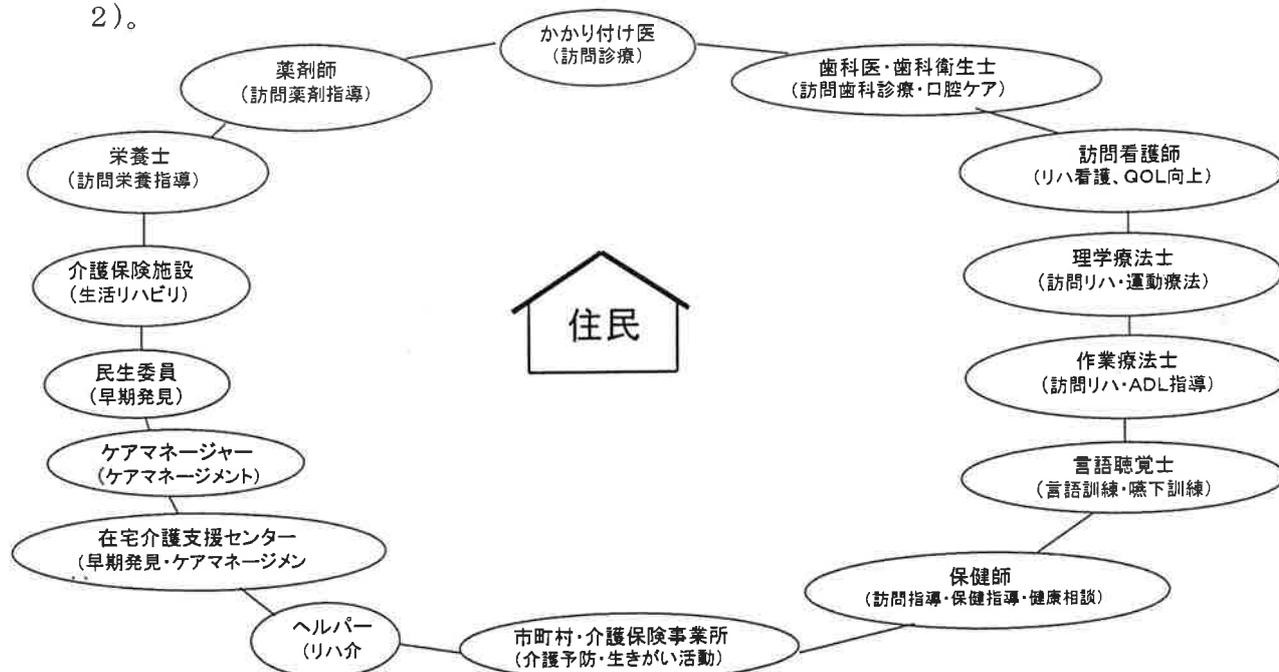


図2 地域リハビリテーションに係る主な職種

地域リハビリテーション広域支援センターとは

老人保健福祉圏ごとに都道府県より支援センターの指定を受けた病院（施設）が、その地域の中でリハに関わる人々の相談や指導を行います。また、地域住民の相談援助も行います。

【スタッフ】

医師・歯科医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・薬剤師・保健師・看護師・栄養士・ソーシャルワーカー等が皆さんの相談に応じます。

【対象者】

地域住民のほか、市町村・医療機関・介護保険施設・在宅介護支援センター・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・その他のリハに関係する機関が対象になります。

【事業内容】

1. 地域におけるリハ実施機関の支援

住民や保健師・訪問看護師・ケアマネージャーなどからの相談に対し、リハ的知識や技術に関する支援を行います。相談への対応は支援センターでの電話相談や面接相談と直接、現地に出向いての指導を行っています。

(1) 地域住民の相談への対応に係る支援

具体的には、機能訓練・リハ施設紹介・在宅看護・日常生活動作・介護保険などの相談があります。在宅看護の相談に関しては、当支援センターでは看護師が担当しています。(表1)

表 1 ナースの地域住民への相談対応例

<p>ケース 1</p> <p>相談内容 18歳、男性 頸髄損傷、人工呼吸器使用中、昨年 K 病院より、自宅退院、訪問看護実施中 膀胱部痛や下腹部など問題点が多く発生、結石や排便困難も頑固、吸引も拒否、 在宅看護の壁生じる。訪問看護に対するアドバイス、もしくは貴院での類似ケースから なにかヒントがあれば教えて欲しい。排尿に関しては、マッサージにて排尿を促すかたち で実施中</p> <p>対応状況(電話) 排尿に関しては、泌尿器科を受診し本人の気持ちを確認した上で一番良い方法を見つける 必要があります。排便に関しては当院での管理や手技について説明する。 当院の方法でよければ、いつでもお世話出来ますので、お電話ください。</p>
<p>ケース 2</p> <p>相談内容 糖尿病、全盲で現在入院中であるが、全く寝たきりの状況、リハビリは行われていない。 介護保険の申請をした方が良いのか？</p> <p>対応状況(面接) 介護保険の意味、介護保険の必要性を説明し、選択できることなどをケアマネジャー をいれて相談に応じる。理解困難な高齢者のため、市役所の福祉の相談窓口、当院の MSWなどを紹介する。しかし、現在他院入院中のため、主治医にしっかり相談する事が 最初にならなければいけない事などを話す。リハビリに関する不満も、主治医に直接、 リハビリをして欲しい気持ちを話してみても下さいと説明する。</p>

(2) 福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援

福祉用具においては杖の選定・歩行器使用について・自助具（スプーン等）・生活用具（食器等）の相談があります。

住宅改修においては手すり設置・トイレ改修・車椅子対応での改修・スロープや昇降機の設置・住宅改修助成金についての相談があります。

2.リハ施設の共同利用（図3）

専門的なリハ医療機能を有しない医療機関に対して、リハの必要性がある患者を支援センターに来院させてリハを指導したり、該当する医療機関にリハ専門職を派遣したりします。残念ながら、当支援センターでの活動は1例だけでした。遠慮なく、ご相談ください。

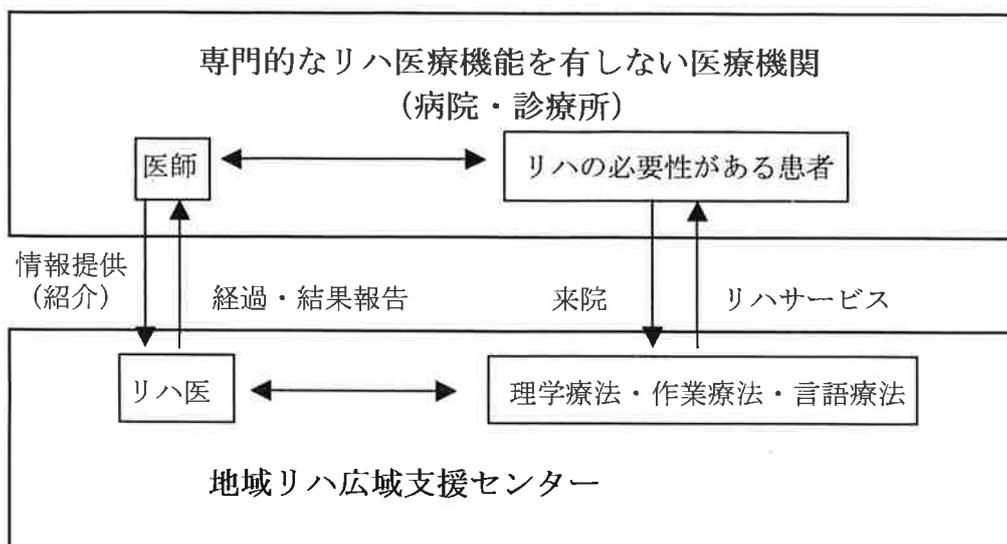


図3 リハ施設の共同利用

3. 地域におけるリハ実施機関等の従事者に対する援助・研修

(1) 地域におけるリハ実施機関の従事者に対する実地の技術援助

市町村の機能訓練事業や介護保険施設などに出向いてリハの技術指導や相談を行います。指導内容は体力テスト・レクリエーション・転倒予防・肩こり・介助方法・腰痛体操・膝痛予防・筋力増強・関節可動域訓練・寝たきり予防などです。

(2) リハ従事者に対する研修（表2）

保健師、看護師、介護職員、ホームヘルパー、ケアマネジャーなどのリハ従事者に対し、リハ的知識や技術の研修を行います。

表2 リハ従事者に対する研修

<p>研修会内容：注</p> <p>住宅改修、福祉用具、口腔ケア、摂食・嚥下、転倒予防、肩こり・腰痛・膝痛予防</p> <p>介護保険と福祉制度、介助方法、機能訓練、パワーリハビリテーション・筋力増強訓練</p> <p>在宅ケアと胃瘻管理、コミュニケーションの取り方、関節可動域訓練、レクリエーション</p> <p>骨粗鬆症に対する食生活と運動・栄養評価と食事摂取（サプpl紹介）</p>
--

注：菊池地域リハビリテーション広域支援センターの研修会内容

4. 連絡協議会の設置・運営

熊本県においては、各圏域ごとに地域リハ推進会議（事務局：各保健所）を年に数回開催し、関係機関の連携推進や地域リハの推進・支援センターの運営指導を行っています。

(1) 地域レベルの関係団体の支援

地域リハの啓発活動として、地域の関係団体に対して、各支援センターが独自のニュースを年に数回発行しています。また、当事者の会の支援も行っています。当支援センターでは、脊髄損傷友の会・失語症友の会・シルバーヘルパー・ボランティアグループ・婦人会等の支援を行っています。

おわりに

支援センターは平成11年度に全国7カ所の指定から始まり、平成14年度においては、33都道府県で支援センターが指定され、その数は163ヶ所と年々増えています。しかし、都道府県によりバラツキがあり、活動自体も支援センターによって違います(表3)。

今回、支援センターについて再度説明しましたが、その活動は決して容易ではなく、資料作りや相談・現地指導などでかなりスタッフの負担となっています。しかし、地域リハ医療サービスの充実や介護予防対策のためには、支援センターと地域振興局・市町村が連携し、よりいっそう地域に密着した事業展開が不可欠であり、当支援センターはできるだけお役に立ちたいと考えています。

表3 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業の実施状況

(都道府県数)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
実施都道府県	7	9	30	38	40
都道府県リハビリテーション協議会の設置	7	9	30	38	38
都道府県リハビリテーション支援センターの指定		3	19	19	29
地域リハビリテーション広域支援センターの指定 (かっこ内は指定数)		2(7)	11(50)	23(100)	33(163)
都道府県リハビリテーション連携指針の策定		3	17	27	26

備考:平成14年度実施予定

北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、石川、福井、山梨、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(厚生労働省老健局老人保健課調べ)

連絡先

菊池地域リハビリテーション支援センター

〒869-1106 熊本県菊池郡菊陽町曲手760

熊本リハビリテーション病院内

TEL 096-232-3194 FAX 096-232-3119

E-mail chiiki - reha@marutakai.or.jp

URL <http://www.marutakai.or.jp/kcr/>

ホームページ更新
しています!

支援費制度が始まります！～平成15年4月スタート～

□支援費制度とは？

平成15年4月より障害者福祉サービスの提供方式が変わります。これまでの行政サービスの受け手を特定し、サービスを特定する「措置制度」から、障害者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用できる仕組みとなります。これにより利用者、または家族がサービスを選択し、契約によるサービスを利用する事でサービスを提供する事業者も利用者の選択に十分に答える事ができるようサービスの質の向上を図る事が求められることとなります。

□対象となる方

身体障害者・知的障害者・障害のある児童

□対象となるサービス

1. 身体障害者

施設入所(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設)

居宅サービス(ホームヘルプ/デイサービス/ショートステイ等)

2. 知的障害者

施設入所(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮)

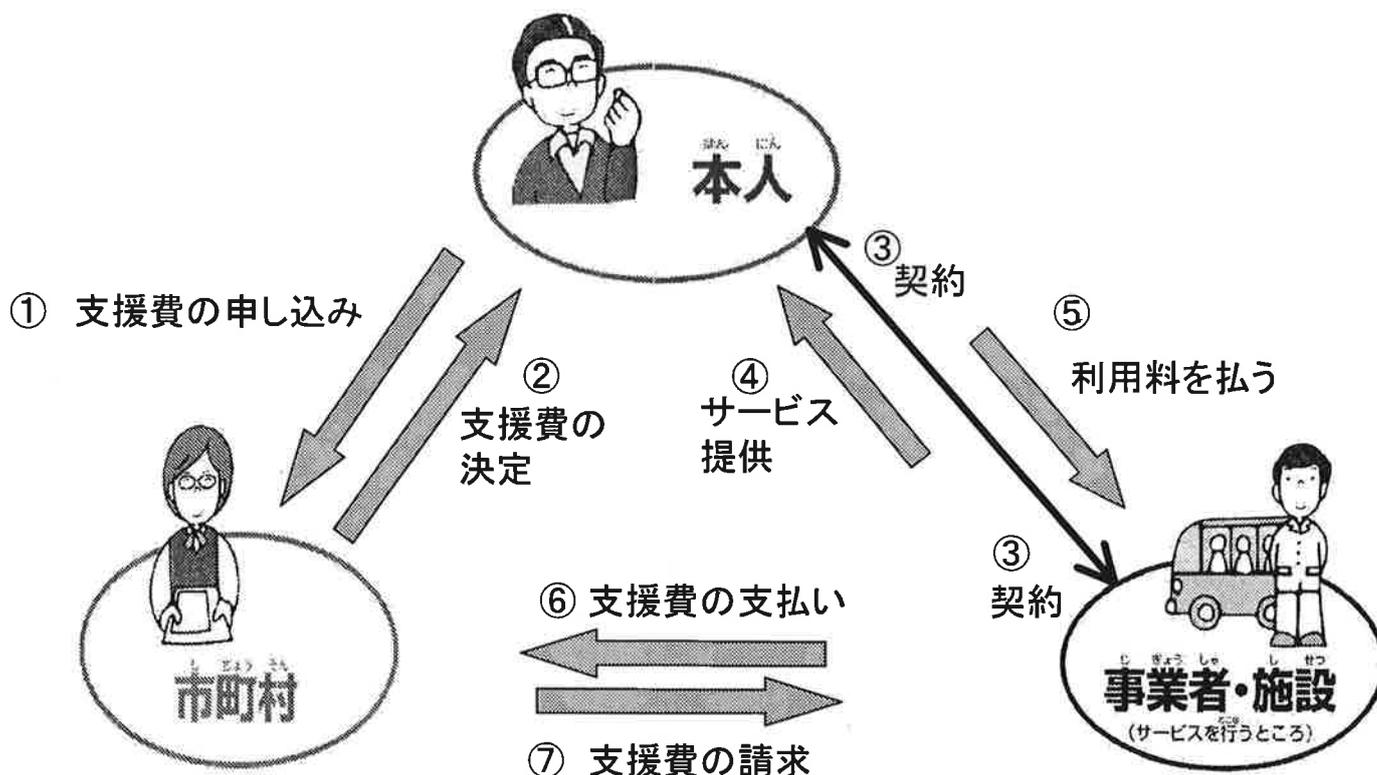
居宅サービス(ホームヘルプ/デイサービス/ショートステイ/グループホーム)

3. 障害児関係

居宅サービス(ホームヘルプ/デイサービス/ショートステイ)

これ以外の精神障害者の福祉施策や児童福祉施設の利用、補装具や日常生活用具給付、手話通訳士派遣などの社会参加促進事業はこれまで通り変わりません。

□支援費制度の仕組み



□支援費制度を利用する為の手続き

※H14年10月より申請は始まっています。

1. 情報を集め下記機関に相談し、使いたいサービスや施設を決めます。
相談窓口：市町村の担当窓口・障害者生活支援事業の窓口・障害児地域療育支援事業の窓口
身体・知的障害者更生相談所・福祉事務所・児童相談所等
2. 受けたいサービスが決まれば各市町村担当窓口へ支援費支給の申請をします。
申請に必要なもの→支給申請書（市町村窓口にある）・収入、所得が把握できる書類
医師の診断書（必要と判断されれば）
3. 市町村担当者による聞き取り調査を経て審査会が開かれ、支援費の支給が決定します。
決定後、※支援費の支給申請書が交付されます。
・・・**支給決定事項**・・・
支給期間・・・施設サービスは最長3年、居宅サービスは最長1年で見直しがあります。
支給量・・・月単位での支給となります。
障害程度区分・・・**A・B・C**の3ランクに区分されます。
利用者負担額・・・所得に応じた支払いで上限がついています。
4. 支給決定が決まればサービスの提供事業者と契約を結びます。→ サービス利用開始

支援費制度Q&A

質問1 支援費制度になると費用負担が増えますか？

答え：費用負担は利用者本人や家族の収入によって、サービスを利用した時に支払う金額が決まっています。また、今まで支払っていた金額から増えることのないように決められています。

質問2 現在、施設に入所している場合はどうすればいいのでしょうか？

答え：平成15年4月に入所されている場合は、平成16年3月までの間に、市町村へ支援費の申し込みをして下さい。その場合はみなし規定ということで1年間は障害程度区分Bがつきます。

質問3 今まで受けていたサービスが受けられなくなることはないでしょうか？

答え：利用者が希望すれば今までのように施設で生活できますし、ホームヘルプサービスなどを引き続き受けることができます。

質問4 障害者(障害児を除く)の支援費の支給申請で親等が申請の代行を行うことは可能でしょうか。

答え：支援費支給申請の代行は、障害者本人の支援費支給申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば誰でも可能です。

質問5 介護保険と支援費はどちらもサービスも利用することができますか？

答え：介護保険を持っていて、支援費制度を利用したいと考えている方は基本的にどちらも利用できますが、介護保険が優先します。

※サービスの詳細は各市町村担当窓口にご確認下さい。